

令和6年度 土地改良技術
近畿農政局土地改良技術事務所
災害応急用ポンプ資材庫建築工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局土地改良技術事務所

項目	内 容	摘 要
第1章 総則	<p>令和6年度 土地改良技術 近畿農政局土地改良技術事務所災害応急用ポンプ車格納庫建築工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>なお、標準仕様書、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容 1. 目的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量 5. 工期	<p>本工事は、近畿農政局土地改良技術事務所の災害応急用ポンプ資材庫の新設工事を行うものである。</p> <p>京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地</p> <p>災害応急用ポンプ資材庫 新設 S造 A=208m²</p> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工 期：工事の始期から120日間 （ただし、令和7年7月28日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。）</p> <p>※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から120日間で工事を完了させること。</p> <p>また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件 1. 工事を施工しない日	<p>原則、土曜日、日曜日、大型連休、年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	

項目	内 容	摘 要										
<p>2. 工事を施工しない時間帯</p> <p>第4章 現場条件</p> <p>1. 土質</p> <p>2. 第三者に対する措置</p> <p>(1) 交通対策</p> <p>(2) 現場内への立ち入り制限等</p> <p>(3) 保安対策</p> <p>(4) 交通対策</p> <p>(5) 通行規制</p> <p>(6) 早朝及び夜間作業の禁止</p> <p>(7) 防塵対策</p>	<p>原則、平日の午後5時15分から午前8時30分とする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。 また、運搬・処分する建設発生土には、鉛0.026mg/Lが含有している。</p> <p>工事用車両の通行に際しては、交通安全に万全を期し、一般車両の通行に支障をきたさぬよう留意しなければならない。</p> <p>安全のため、第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p> <p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識、技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、次表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="450 1043 1305 1229"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>員数</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1箇所）</td> <td>1人/日</td> <td>昼</td> <td>なし</td> <td>資機材・土砂搬出時</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、土砂の搬出等において、車両からの流出や飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴って公道等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示する場合がある。 4) 工事場所周辺で工事用車両が頻繁に通行する公道について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で公道を損傷した場合は、原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にも関わらず補修等が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>墨染通り（市道六地藏竹田線）は、大型貨物自動車（車両総重量：11トン以上、又は最大積載量 6.5 トン以上）の通行ができない。また、工事用資機材等の搬入出に際し、警察署への届出等が必要になった場合は、監督職員と協議の上、受注者の責任において手続きしなければならない。</p> <p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p> <p>防塵対策として工事区域内外の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	配置場所	員数	昼夜別	交代要員	備考	墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1箇所）	1人/日	昼	なし	資機材・土砂搬出時	
配置場所	員数	昼夜別	交代要員	備考								
墨染通り（市道六地藏竹田線）から工事場所への進入地点（1箇所）	1人/日	昼	なし	資機材・土砂搬出時								

項目	内 容	摘 要		
3. 土壌試験	建設発生土の処分に必要な環境省が定める土壌環境基準溶出試験（28項目）及び含有量試験（9項目）については、令和5年度に実施済みであるが、建設発生土処分場から新たに試験の実施を求められた場合は、監督職員と協議の上、本工事に追加する場合がある。			
4. 工事区域内運搬に係る安全措置	1) 工事区域内で車両系荷役運搬機械を使用する際は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該車両系荷役運搬機械の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事区域内の車両系荷役運搬機械の通行等に対する安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。			
5. 既実施区間について	本工事の基礎部である柱状改良工事については、令和6年度実施済みであり、本工事の対象外とする。本工事対象は柱状改良工事を除く一切とする。			
6. 建築施工監理業務について	本工事については、建築施工監理業務を別途発注予定である。施工監理については、監督職員及び施工監理業務の監理技術者が実施予定である。			
第6章 工事用地等				
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。			
2. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。			
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。			
第8章 工事用材料				
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要機材の規格及び品質は標準仕様書及び設計図書に示すとおりであるが、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 なお、J I S規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）とする。			
2. 見本又は資料提出	設計図書に示す材料については、使用前に（一社）公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質評価事業」の評価書の写し等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。			
第9章 施工				
1. 一般事項				
(1) 基準点	本工事の基準点は、別添図面に示すとおりであり、詳細については監督職員が指示する。			
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	本工事の施工段階確認は、次表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者間の協議により変更する場合がある。			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
根切り	根切り後の地盤状態の確認	資材庫基礎部根切り後	対象外	

項目	内 容	摘 要										
2. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する産業廃棄物の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき適切に行うものとする。</p> <p>本工事では、次に示す処理施設で処理するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="450 537 1305 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 537 587 611">廃棄物</th> <th data-bbox="587 537 794 611">処 理 施設名</th> <th data-bbox="794 537 1005 611">住所</th> <th data-bbox="1005 537 1155 611">受け入れ 時 間</th> <th data-bbox="1155 537 1305 611">事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 611 587 725">鉛含有土砂</td> <td data-bbox="587 611 794 725">株式会社チョウビ工業</td> <td data-bbox="794 611 1005 725">京都市伏見区竹田青池町153番地</td> <td data-bbox="1005 611 1155 725">9:00～ 17:00</td> <td data-bbox="1155 611 1305 725">浄化処理施設業者</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	鉛含有土砂	株式会社チョウビ工業	京都市伏見区竹田青池町153番地	9:00～ 17:00	浄化処理施設業者	
廃棄物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分								
鉛含有土砂	株式会社チョウビ工業	京都市伏見区竹田青池町153番地	9:00～ 17:00	浄化処理施設業者								
第10章 施工管理												
1. 主任技術者等の資格	<p>主任技術者の資格は、入札公告によるものとする。</p>											
2. 施工管理	<p>施工管理及び品質管理については、標準仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」によるものとする。</p>											
第11章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的・人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土 質 2) 転石等の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 6) 関係機関との協議 7) その他監督職員が認めた事項 											
第12章 公共工事関係調査に対する協力	<p>本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し、必要な協力を行わなければならない。</p> <p>なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。</p>											
第13章 その他												
1. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のとおり提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 											
2. 週休2日による施工	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 											

項目	内 容	摘 要				
	<p>2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="507 1377 909 1601"> <tr> <td data-bbox="507 1377 699 1563"></td> <td data-bbox="699 1377 909 1563"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1563 699 1601">労務費</td> <td data-bbox="699 1563 909 1601">1.02</td> </tr> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>		4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上					
労務費	1.02					

項目	内 容	摘 要
<p>3. 熱中症対策に係る費用の計上</p> <p>第14章 定めなき事項</p>	<p>1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。</p> <p>ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>イ ドライミスト</p> <p>ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ届出する。</p> <p>3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL:https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。</p> <p>この仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別記様式1)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。